

小児 DB の利活用統計情報移動合意書

(研究者がセンターに所属)

国立研究開発法人国立成育医療研究センター 小児医療情報収集システム事務局 (以下「甲」という) と利活用申請者 (以下「乙」という) は、令和 年 月 日付「小児 DB の利活用審査結果通知書」にて承認された調査・研究の名称： (以下「本調査・研究」) における小児 DB の利活用に関する統計情報移動に際し、下記のとおり合意した。

記

(共同研究)

第1条 令和 年 月 日付「小児 DB の利活用審査結果通知書」にて承認された本調査・研究

(遵守事項)

第2条 乙は、小児 DB の統計情報の利活用の際し、「小児医療情報収集システムにおける医療情報等の利活用要綱 (試行的利活用期間)」を遵守するものとする。

(利活用目的)

第3条 乙は、提供を受けた本統計情報を「小児 DB の利活用に関する申請書」の⑤利活用内容等3) 調査・研究の概要 調査・研究の目的： のためにのみ利活用するものとする。

(提供)

第4条 甲は乙に対し、本合意書締結の後速やかに、第3条の目的の範囲内で利活用するために本研究課題の解析計画書に従って、甲が統計解析エリアから外部へ移動した統計情報 (以下「本統計情報」という) を提供するものとする。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示もしくは提供を受け又は知り得た情報・資料等であって、相手方が秘密であることを指定したもの及び本共同研究の成果についての情報に関する秘密を保持し、第三者に開示・漏洩せず、また、本共同研究以外の目的に使用してはならない。また、甲及び乙は、本共同研究に従事する研究担当者がその所属を離れた後も、相手方より開示もしくは提供を受け又は知り得た情報・資料等であって、相手方が秘密であることを指定したもの及び本共同研究の成果についての情報・資料等に関する秘密を保持する義務を、当該研究担当者に負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報・資料等については、この限りではない。

- 一 開示もしくは提供を受け又は知得た際、既に自己が保有していたことを証明できる情報・資料等
- 二 開示もしくは提供を受け又は知得た際、既に公知となっていた情報・資料等

- 三 開示もしくは提供を受け又は知得した際、自己の責めによらずに公知となった情報・資料等
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報・資料等
 - 六 書面により事前に開示につき相手方の同意を得た情報・資料等
- 2 甲及び乙は、前項の規定により秘密を保持することとされた情報・資料等を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項に規定する秘密保持義務は、本共同研究開始の日から発生し、研究終了後又は研究中止後3年間まで維持されるものとする。

(免責)

- 第6条 乙は、統計情報が、欠陥、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、甲が乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をせず、且つ甲はいかなる損害賠償義務も負わないことを承認する。
- 2 乙は、乙による統計情報の保有及び使用が、第三者の産業財産権をはじめとする一切の知的財産権を侵害していないことを、甲が保証するものではないことを承認する。

(協議)

- 第7条 この契約に定めるもののほか研究成果の取扱いその他必要な事項については甲及び乙が別途協議の上定めるものとする。

以上

令和 年 月 日

甲 東京都世田谷区大蔵2-10-1
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
小児医療情報収集システム事務局長
事務局長名： 印

乙

利活用申請者：
代表者名： 印